下水道事業における市町村合併支援措置の延伸等補助対象範囲の見直し

１．背景・目的

行政の効率化等の観点から、政府として市町村合併を推進しているところである。一方、公共下水道の管きょの補助対象範囲は、市町村規模が小さくなるほど補助が手厚くなるよう設定されており、合併により市町村規模が大きくなると、補助対象範囲が縮小されることとなる。

近年、政府の方針に従い、多くの市町村が合併しているが、下水道事業を実施している市町村が、合併により不利益を生じることのないよう補助の特例措置を延伸する。

また、地域活性化等の観点から、下水道の普及率の地域間格差の解消に向け、比較的整備が遅れている中小市町村の整備促進に向けた補助対象範囲の見直しを行う。

２．概　要

（１）公共下水道の管きょの補助対象範囲を定める際の市町村区分の適用に関する特例措置を以下のように延伸する。

平成１３年３月９日以降に市町村の合併をした市町村については、平成２７年度までを期限として、市町村の合併をした日から起算して１０年を経過する日の属する年度の末日までの間は、当該市町村の合併前の市町村の区分を適用できるものとする。

（２）財政力の弱い中小市町村における下水道整備を促進するため、公共下水道の管きょの補助対象範囲の見直しを行う。

３．事業効果
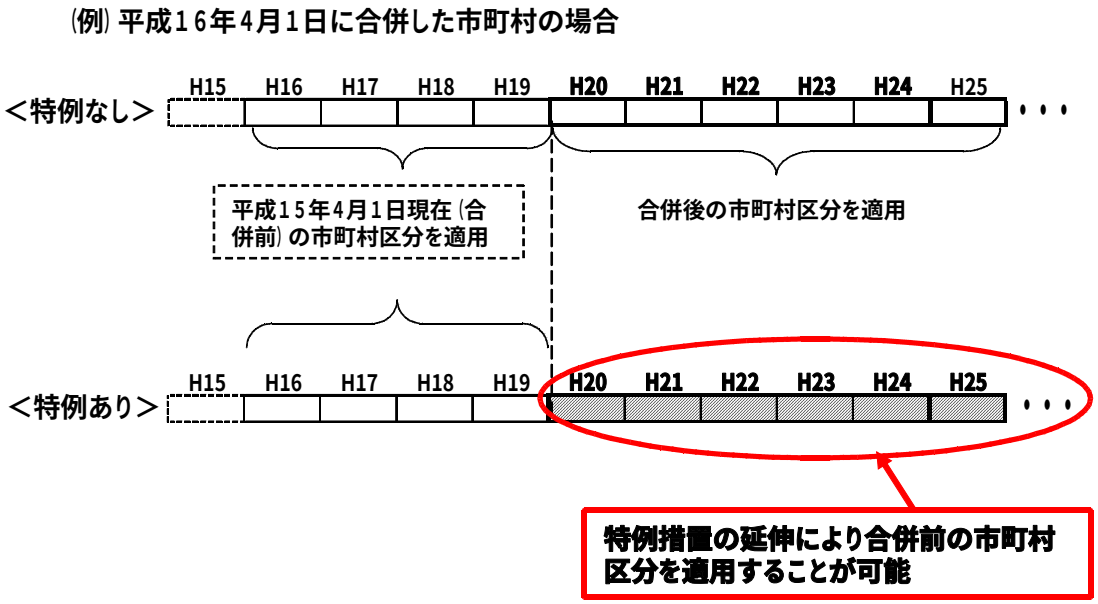
合併支援措置を延伸することにより、市町村合併に伴う不利益の解消に資する。また、中小市町村等における未普及解消が促進される。